

# 恵那市病院事業の設置等に関する条例の一部改正（案）の概要

以下条例の一部の改正について検討するにあたり、パブリックコメントを募集します。

## 1. 条例名

恵那市病院事業の設置等に関する条例

## 2. 改正の概要

(1) 産後2週、産後1か月など出産後間もない時期の産婦に対して、心身の不調や産後うつ等を防ぐため、心身のケア等の健康診査について、恵那市では令和4年4月1日から公費負担で産婦健康診査事業として進める予定です。市立恵那病院で実施する産婦健康診査の額を定めるため追加します。

(2) 産後1年を経過しない母親及び乳児に対して、助産師の専門的な指導及び産後ケアを実施しているが、令和4年4月1日から岐阜県では岐阜県助産師会での統一価格で進めることとなり、市立恵那病院で実施するにあたり乳幼児訪問の額を改正します。

## 3. 条例改正の内容

(1)・別表（第13条関係）利用料金に「産婦健康診査 1回 関係機関等との契約等による額」を加える。

(2)・別表（第13条関係）利用料金、産後ケア文中、乳幼児訪問の金額6,000円を9,000円に改正する。

## 4. 募集期間

令和3年12月1日（水曜日）から12月24日（金曜日）まで

## 5. お問い合わせ

医療福祉部 地域医療課（西庁舎2階）

電話 0573-26-2111（内線276）

ファクス 0573-26-2136

メール [chiikiiryo@city.ena.lg.jp](mailto:chiikiiryo@city.ena.lg.jp)